

平成30年度消費者庁調達改善計画の上半期自己評価結果（概要）

重点的な取組

指針を踏まえて特に改善に取り組む事項

一者応札改善のため、実施していたアンケート調査を継続しつつも実際には回答率が低いことを踏まえ、担当課において、仕様書等を受け取り、又は入札説明会に出席した結果、応札を断念した事業者に対してヒアリングを実施する。

アンケート調査への回答があったのは、54件中6件、ヒアリング調査を実施したのは、一者応札となった21件中1件であった。

平成30年5月10日付の事務連絡「一般競争における一者応札問題の改善策について」（別添）を発出し、担当課にヒアリング調査等の実施を依頼。

会計担当からのフォローも十分ではなかったため、ヒアリングの実施状況は低調なものとなっている。

今後は、一者応札が生じた場合、個別の案件ごとにその都度会計担当から担当課に対し、ヒアリングを実施し、報告するよう徹底を図ることにより、翌年度以降の調達改善につなげることにしている。

共通的な取組

調達改善に向けた審査・管理の充実

一者応札改善への取組を行っていくため、事前連絡として、仕様書における調達内容、資格要件等について審査を実施し、事後審査として外部有識者による入札等監視委員会を行う際には、改善策への取組の検討を行う。

備品等の購入に当たっては、事業者からの見積書徴収のほか、インターネットを活用して価格の比較を行う。

一般競争入札における一者応札の割合は21件（211百万円）／54件（3,338百万円）。

コンピュータシステムに関する継続的な契約や、食品関連の試験等専門性の高い調査の契約が一者応札となるケースが多く、下期の入札等監視委員会において、こうした契約についても御議論いただきたいと考えている。

I P電話等、備品等の購入（8件）に当たっては、原則としてインターネット上の価格比較サイトを参照し、事業者からの見積金額の妥当性について検証するとともに、見積額との大きな乖離がないか確認を行っている。

一般競争入札における一者応札問題の改善策について

平成 30 年 5 月 10 日
総務課管理室契約係

当庁の契約の中には、一般競争入札等において一者応札¹となり、実質的な競争原理が働いていないものが見受けられることから、適切な公告期間の設定及び、適切な仕様書の作成等を行うよう担当課に周知しているところである²。

一方で、参考見積の提出を行っていても、実際には応札せず、1社応札となるケースが解消されない状況を踏まえ、真に競争性のある入札を行うとともに、仮に一者応札となった場合でもその適正性を担保するため、下記に掲げる措置を講ずることとする。

新たに講じる措置等

○ 一者応札となった契約案件に関して担当課から事業者へのヒアリングについて

一者応札となった原因分析のために、入札説明会に出席した者、あるいは、参考見積を提出した者のうち入札に参加しなかった者に対して別添「入札に参加しなかった事業者へのヒアリング項目(参考)」を参考に担当課から電話やメール等でヒアリングを実施し、その結果を契約係へ報告する。なお、平成30年度契約案件から当作業の対象とする。

(* 対象となる契約)

役務の提供、製造又は物品の買入れ等の形態、入札方法(最低価格落札方式・総合評価落札方式)及び契約の形態(委託契約、請負契約、単価契約)を問わず、当庁において一般競争入札を実施して契約するもの全てを対象とする。ただし、市場化テストを実施している場合は、本作業の対象外とする。

○ 公告期間の延長

公告期間については、消費者庁として運用ルールで最低10日間²(稼働日)を確保することとしているが、契約の内容に応じ、これを延長できないか契約係と調整のうえ、公告する。

¹ 「一者応札」とは、競争入札において、結果的に入札者が一者であったものをいう。

² 「契約の手引き」参照。

入札に参加しなかった事業者へのヒアリング項目（参考）

○入札に参加しなかった事業者に対して、下記質問項目を参考にヒアリングを実施し、対応を図ること。

質問１：入札説明会には出席し、又は、参考見積書を提出した一方で応札しなかった理由は何か。

質問２：質問１の理由について、どういった事情や背景が解消されれば、応札が可能だったか。

○上記質問の結果、一者応札となった理由と背景をまとめ、今後どのように改善すれば一者応札を避けることが可能かを簡潔にまとめ、契約係へ報告すること。

（担当課から契約係への報告例）

- ① 事業開始時期が遅く、人員確保が困難であるため履行出来ないと判断した。
→ 事業開始時期を早めるとともに、十分な実施期間を確保する。
そのために、仕様書の作成を余裕を持って行い、契約係と早めに調整をし、十分な事業実施期間が確保できるようにスケジュールを設定する。
- ② 入札説明書・仕様書を読んだが、業務内容・業務量が分かりづらく参加を見送った。
→ 仕様書を明確化する。
- ③ 提案書を期限までに作成するのが困難と判断した。
→ 公告してから提案書提出までの期間を長くする。
- ④ 評価ポイントが分かりづらい、または不公平であるため参加を見送った。
→ 評価基準を明確化する。又は評価基準の公平性を確保する。
- ⑤ これまで特定の事業者が継続して受注しており、当社が参入するのは困難だと判断した。
→ 過去の事業成果を公開する等、新規事業者が参加しやすい工夫を行う。

※その他、事業者が関心を示していたものの、参加を見送った理由があれば、積極的に確認すること。

<以下は事業者側の事情であるため対応の必要はないと考えられる。>

- ⑥ 過年度の落札金額から類推し、当社が参入するのは困難だと判断した。
- ⑦ 入札説明書・仕様書を読んだが、関心のある事業内容ではなかった。
- ⑧ 業務を履行する上で専門知識・技術が必要であり、当社では業務を履行できないと判断した。
- ⑨ 今後の応札等に向けた情報収集のため参加したため当初より入札の意思が薄かった。